



ピチピチ 消費生活だより

令和5年7月号

こんにちは! 岡山市消費生活センターです!
蒸し暑い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか? 今月は回数券のトラブルについて、情報をお届けします。ご家族やご友人など身近な方との間で話題にしていただければ幸いです。

【事例】

整骨院で、回数券を利用すると割安になると勧められ、20回分の回数券を買った。その後、仕事の都合で引っ越しをすることになったので、未使用の回数券を払い戻してもらおうとしたが、規定により払い戻しできないと言われた。

「回数券」
使えなくなる
リスクも
考えて!!

【ひとことアドバイス】



※消費者庁イラスト集より

- ★「割安になる」「特典が付く」など、お得感がある回数券ですが、未使用でも払い戻しできない場合があります。
- ★回数券の利用方法や払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うことになりますので、購入する前にしっかり確認しましょう。
- ★健康状態や引っ越しなどで、通うことができなくなることもあります。期間内に使いきれぬかどうか、購入する前によく考えましょう。
- ★困った時は、岡山市消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

